

財務省告示第百六十四号

第二十三回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を次のように定める。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 特別買上償還（以下「買上げ」という。）の対象となる国債証券は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）第一条第一項に規定する第二十三回特別給付金国庫債券で、当該国債証券の記名者が次の一に該当し、かつ、厚生労働省地方厚生局長により当該国債証券の買上げを必要とする旨の証明を受けたものとする。
 - 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条に規定する保護（以下「保護」という。）を受けている者
 - 二 現に保護を受けていないが著しく生活に困窮している者で、福祉事務所長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十五条の規定により置かれた福祉に関する事務所の長（同法附則第七項の規定により置かれた組織の長を含む。）をいう。ただし、東京都の特別区の区域に住所を有する当該国債証券の記名者については、その住所地の特別区の区長とする。）が保護を要する状態に陥るおそれがあると認めたもの

- 三 死亡した者で、その相続財産を管理する者（限定承認若しくは財産分離の場合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の期間内に相続人である権利を主張する者がいない場合又は相続財産の破産の場合におけるものに限る。）による当該国債証券の換価が相続債権者及び受遺者に対する弁済に不可欠であると認められるもの
- 二 買上げの対象となる国債証券は、平成十八年十月一日を発行日とする証券で、買上げの日後に償還金支払期日の到来する賦札全部が附属するものとし、その買上価格は、別表に掲げるとおりとする。
- 三 買上げの取扱機関は、当該国債証券の記名者が償還金支払場所として届け出た日本銀行の本店、支店、代理店若しくは国債代理店又は郵便局とする。
- 四 買上げの実施期間は、平成十九年五月十五日から平成二十年五月十四日までとする。
- 五 買上げを請求する者は、第二十三回特別給付金国庫債券買上償還請求書に当該国債証券及び当該国債証券の買上げを必要とする旨の厚生労働省地方厚生局長の証明書を添えて、買上げの取扱機関に提出するものとする。

別表（第二号関係）

券 面 種 類	買 上 価 格
---------	---------

1' 000' 000巴券	六八〇' 1100巴
九〇〇' 000巴券	六11' 1100巴
六〇〇' 000巴券	四〇八' 100巴
五〇〇' 000巴券	三四〇' 100巴
四五〇' 000巴券	三〇六' 100巴
三〇〇' 000巴券	110四' 100巴
150' 000巴券	1011' 100巴